

1 業務に専念できる環境の確保について

- 県・各市町村教育委員会は、実施する会議・研修会等を「県と市町村で重複しているもの」「複数年実施し、役割を終えたと考えられるもの」「メール等による内容の伝達で替えられるもの」などの観点から精査し、削減・見直しを進めるとともに、関係団体が実施するものについても、更に削減・見直しを推進するよう働きかける。
- また、削減・見直しの取組状況を調査し、具体的な成果等を情報提供する。

2 部活動の負担軽減について（ただし、高等学校は、国の動向を見ながら継続検討）

- 週当たりの休養日設定
〈中学校〉週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）
〈高等学校〉週1日以上（生徒の競技力の向上等を勘案しながらも、土・日曜日の休養日の設定についても検討する。）
 - ・大会参加等により、やむを得ず（中学校：土・日曜日に活動する必要がある）（高等学校：週1日の休養日を確保できない）場合は、代替休養日を確保する。
- 長期休業中の休養日設定
〈中学校〉土・日曜日は休養日とする。
〈高等学校〉週当たりの休養日の設定に準ずる。
 - ・〈中学校・高等学校〉ともに、ある程度長期のまとまった休養日を設ける。大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
- 活動時間【〈中学校・高等学校〉共通】
平日：2時間程度、休業日（土・日曜日を含む）：3時間程度
 - ・〈高等学校〉においては、学校の状況に応じて、活動時間を設定できることとするが長時間にならないようにする。

※上記と併せて、部活動を持続可能なものとするために、学校・地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携等の環境整備を促進していく。

3 長時間労働という働き方の改善について

- 勤務時間の把握を、全県の学校で一斉に実施する。
- 記録方法は、
 - 県立学校：県教育委員会作成の記録ファイルを使用する。
 - 市町村立学校：各市町村教育委員会の判断による。（※県教育委員会作成の記録ファイルの使用も含む）
- 各学校・各教育委員会は、勤務時間等を把握した結果を活用し、業務の改善や教員の意識改革につながる取組を推進する。

4 労働安全衛生管理体制の整備促進について

- 各市町村教育委員会は、市町村立学校の労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制について整備を推進する。特に以下の事項について、優先的に取り組む。
 - ・長時間労働教職員に対する医師による面接指導体制の整備を行う。（実施義務）
 - ・教職員50人未満の学校においても教職員に対するストレスチェックの実施に努める。（努力義務）

5 その他

- 各市町村で取り組んでいる「学校閉庁日の設定」について、県としても実施する。